

## 標準書に掲載のない立木の単価を適用する立木の認定

〔 研修委員会 〕

「補償金算定標準書に掲載のない立木の単価を適用する立木」については、当協会における統一的な運用を図るため、平成14年度に研修委員会において認定研究を行い、平成15年度の機関紙「補償研究」においてその概要を発表いたしました。

平成15年度の補償金算定標準書において、庭木の補償額算定が従来の樹種群から個別樹木ごとに変更となったことから新たな調整を行って下表右欄の改定前のおとり取扱ってきたところです。

適用立木制定後相当の年月が経過したこと等から、今回、専門家のご指導や会員の皆様のご意見を参考に、研修委員会において、従来の補償金額に着目した適用に加え、分類学的見地からの検討も行い、下表左欄2列目のとおり改定することとしました。

完全とはいえませんが、会員各位の補償金算定の参考にしていただければ、幸いです。

標準書に掲載のない樹種	準用する標準書の樹種名 《 改定後 》	標準書の区分		枯損率 (%)		準用した標準書の樹種名 《 改定前 》
		種類	形態	移植適期	移植不適期	
アオイ	ムクゲ	高木	落葉広葉樹	10	20	ムクゲ
イシャシャギ (イササギ)	ヒサカキ	株物	常緑樹	10	20	ヒサカキ
イブキ	カイヅカイブキ	高木	針葉樹	10	20	カイヅカイブキ
イボタノキ	ネズミモチ	高木	常緑広葉樹	10	20	ネズミモチ
イヨミズキ	トサミズキ	株物	落葉樹	10	20	トサミズキ
インドゴム	タイサンボク	高木	常緑広葉樹	20	30	タイサンボク
エリカ	ヒラドツツジ	株物	常緑樹	10	20	ヒラドツツジ
オウゴンイボタ	ネズミモチ	高木	常緑広葉樹	10	10	ネズミモチ
オオデマリ	コデマリ	株物	落葉樹	10	20	コデマリ
オオバベニガシワ	アカメガシワ	高木	落葉広葉樹	30	40	アカメガシワ
オガタマ	タイサンボク	高木	常緑広葉樹	20	30	タイサンボク
オリーブ	ヤマモミジ	高木	落葉広葉樹	20	30	ラカンマキ
カエデ類	ヤマモミジ	高木	落葉広葉樹	20	30	ヤマモミジ
カボック	ヤツデ	株物	常緑樹	10	20	ヤツデ
キイチゴ	バラ	株物	落葉樹	10	20	バラ
キミガヨラン	ユッカラン	特殊樹	ユッカ類	10	20	ユッカラン
キリシマミズキ	トサミズキ	株物	落葉樹	10	20	トサミズキ
クコ	アキグミ	株物	落葉樹	10	20	トキワサンザシ
クルミ	イヌシデ	高木	落葉広葉樹	10	20	マユミ
コゴメザクラ	ユキヤナギ	株物	落葉樹	10	20	ユキヤナギ
ココヤシ	トウジュロ	特殊樹	シュロ類	10	20	トウジュロ
コノテガシワ	カイヅカイブキ	高木	針葉樹	10	20	カイヅカイブキ
シラカシ	アラカシ	高木	常緑広葉樹	10	20	アラカシ
シロダモ	クスノキ	高木	常緑広葉樹	30	40	クスノキ

スモークツリー	トウカエデ	高木	落葉広葉樹	10	20	サンゴジュ
タチバナモドキ	トキワサンザシ	株物	常緑樹	10	20	トキワサンザシ
タマツゲ	マメツゲ玉	玉物	落葉樹	10	20	マメツゲ玉
チャ（非栽培）	カンツバキ	株物	常緑樹	10	20	カンツバキ
ナンキンハゼ	アカメガシワ	高木	落葉広葉樹	30	40	クスノキ
ニオイシュロラン	トウジュロ	特殊樹	シュロ類	10	20	トウジュロ
ニッケイ	クスノキ	高木	常緑広葉樹	30	40	クスノキ
ニレ	ケヤキ	高木	落葉広葉樹	10	20	ケヤキ
ニワナナカマド	ソメイヨシノ	高木	落葉広葉樹	10	20	トウカエデ
ノウゼンカズラ	藤本類	藤本類		10	20	ヒラドツツジ
ハゼノキ	トウカエデ	高木	落葉広葉樹	10	20	トウカエデ
バリバリノキ	クスノキ	高木	常緑広葉樹	30	40	クスノキ
ヒバ	チャボヒバ等準用	高木	針葉樹	30	40	アスナロ
ブラシノキ	ヤマモミジ	高木	落葉広葉樹	20	30	ラカンマキ
ベニシタン	トキワサンザシ	株物	常緑樹	10	20	ユスラウメ
ボタン	バラ	株物	落葉樹	10	20	バラ
マタタビ	藤本類	藤本類		10	20	ヒラドツツジ
ムベ	藤本類	藤本類		10	20	ヒラドツツジ
ムラサキシキブ	コムラサキシキブ	株物	落葉樹	10	20	ユキヤナギ
モミジ類	ヤマモミジ	高木	落葉広葉樹	20	30	ヤマモミジ
ヤシャブシ	ヤマザクラ	高木	落葉広葉樹	20	30	ヤマザクラ
リュウゼツラン	ユッカラン	特殊樹	ユッカ類	10	20	ユッカラン
ワビスケ	サザンカ	高木	常緑広葉樹	10	20	サザンカ

- ◎ 庭木と判断される収穫樹等（柿、みかん等）で移植が適当と思われるものの補償額は、補償金算定標準書（要領編）の立木補償算定要領の庭木類補償算定要領 5. 立木移植費基準表〔高木〕移植費等を参考に積算（枯損による加算は行わない）する。
- ◎ 庭木と判断される収穫樹等（柿、みかん等）で伐採が適当と思われるものの補償額は、補償金算定標準書（要領編）の立木補償算定要領の庭木類補償算定要領 6. 立木伐採費基準表〔高木〕伐採費を参考に積算する。